

令和 2 年度

熊野町農業委員会
議事録

第 1 回

熊野町農業委員会

令和2年度第1回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和2年4月20日(月) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(10人)

委員	1番	木原	哲男
委員	2番	中須	岩登
委員	3番	岩井	治子
委員	4番	橋川	勝則
委員	5番	菅尾	寛治
委員	6番	立花	宏保
委員	7番	空田	忠
委員	8番	庄賀	深雪
会長職務代理者	9番	原	恭博
会長	10番	中村	家隆

4. 欠席委員 なし

5. 農地利用最適化推進委員

委員	佛圓	治徳
委員	世良	正喜

6. 議事録署名委員(2人)

委員	1番	木原	哲男
委員	2番	中須	岩登

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	堀野	准
書記	木下	祐弘

8. 熊野町職員

農林緑地課	主査	諏訪本	壮太
-------	----	-----	----

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和2年度第1回熊野町農業委員会を開会します。 はじめに、会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。1番木原委員、2番中須委員を指名します。 それでは、議事日程に従って審議に入ります。 事務局より、議案の朗読をさせます。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	日程第1、議案第1号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	日程第1議案第1号の、熊野農業振興地域整備計画の一部変更、農業振興地域整備計画の農用地からの除外について、町から農業委員会に対して意見照会からありましたので、これについて、ご説明いたします。 まず、農業振興地域整備計画についてご説明します。 当該計画書については、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、優良な農地の確保と計画的な農業振興を図るため、町の方で策定した計画書でございます。 そのように計画書で指定した土地については、「農用地区域」とし、本町では約150haを農用地区域として指定しているところでございます。 この農用地区域に指定された土地は、原則、農業の用途以外の目的に使用することが出来なくなっており、農地以外に転用して使用したい場合は、本件のように法律の手続きに則り、農用地区域から除外することが必要となってまいります。 本町では、6月末と12月末までで、年に2回受け付けをしたものについて、町としての審査や広島県との協議のほか、約1か月間の縦覧公告や異議申立期間を経て、特に問題がないと判断された場合は、当該地域から除外することが出来るものとされております。除外後は、農業委員会において、農地以外の用途で使用するということで、改めて農地転用の許可申請について、ご審議頂くことになります。 概ね、除外の申し出から農地転用まで半年程度の期間を要します。

	では、今回の議案についてはどういうものにあたるかと申しますと、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則」第3条の2において、計画変更にあたっては、町長は、農業委員会の意見を聴くものと規定されており、農業委員会としては、申し出されている農用地が、 ・ 代替えすべき土地が無いこと。 ・ 農業上の効率的な利用に支障を及ぼす恐れが無いこと。 ・ 農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れが無いこと。 などといった要件を満たしているものかを審議し、 農業委員会として、この申請された施設が農業振興地域に建設されることについて、「意見」を付することとなります。 なお、補足ですが、町は、農業委員会へ意見を聴くことと同様に、農協へも意見を聴くこととなっております。 この度は、12月末締めで3件の申請が出ており、①申請地が〇〇から東に約600メートルに位置する〇〇地区の〇〇さんと③〇〇から北に約70メートルに位置する〇〇地区の〇〇さんの太陽光発電システム設置での転用及び②〇〇から西に約300メートルに位置する〇〇地区の〇〇の駐車場での転用を目的とした除外事案となります。 固定資産税課税台帳をもとに代替え地を検討しましたが、太陽光発電システムを設置するための、日照時間や面積等を考慮した結果、代替えできないと判断しました。また、周辺の営農条件に支障を及ぼすおそれもないなど法律上の除外要件について満たすものと認められることから、農用地区域から除外することについて意見なしとして妥当なものとして判断しております。 なお、他法令の関係につきましては、該当する見込みのものは無いものとの回答を得ております。 熊野町農業振興地域整備計画の変更に係る議案説明につきましては、以上でございます。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。3件ありますので、案件ごとに審議をしたいと思います。まずは、①番について、〇〇委員をお願いします。

〇〇委員	4月16日に現地確認をしてきました。場所は〇〇の一番上です。自宅周辺に5筆の太陽光発電システムを設置したいとのことです。土地ごとの境界もしっかりしております。道路沿いに川もあり、雨水等による周辺への被害はないものと思われます。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	続いて、②番について、〇〇委員お願いします。
〇〇委員	4月16日に現場を確認してきました。現場は、〇〇を抜ける手前で、休耕田を駐車場にしようとしているものです。境界もしっかりしており、また、隣に〇〇も隣接しており、大雨が降ってもそこに流れますので近所迷惑になることはないと思います。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	最後に、③番について〇〇委員お願いします。
〇〇委員	4月15日に現場を確認してまいりました。現地は、〇〇から降りていき、川を渡った東側のところです。3筆ほど申請がありましたところを確認しましたが、これは〇〇に面したところです。付近にある家が南東方面を向いて建設されており、その裏側に位置するところです。この度、太陽光システムを設置するということですが、農地としての周囲への影響はないと思われます。現地はすでに埋め立てられており、面積が1500㎡くらいありますが他の営農者に対しての影響はないと思います。これは、最近調査でむいてまいりまして、気づいたことなのですが、農地を太陽光発電システムの設置に転用している事例が非常に増えています。農地転用に対しては、問題ないと思います。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
〇〇委員	太陽光システムを設置するために周辺住民の許可が必要なのか。
事務局	義務ではないが、設置業者に説明するように指導しています。
議長	他に質問はないでしょうか。
議場	(質問なし)
事務局	事務局から補足させていただきます。この件につきましては、平成28

	年の８月に農地改良をしたいということで農業委員会に対し許可申請があり、同年の９月に許可しております。この土地は、先ほど〇〇委員が言われたとおり、道路面よりかなり低い田でありまして、建設残土を利用し、盛り土をして、その後、果樹園にするという計画があり、それを承認していました。しかし、実際は果樹園にすることなく単に造成工事が行われてしまったという状態になっています。その後、平成２９年の夏ごろから太陽光発電の業者からこの造成地に太陽光発電システムを設置したいという問い合わせが複数寄せられました。 つまり農地改良後、一年経つか経たないかのうちに農地転用をしようとしたということです。この度、議案に上がっているとおり、農業振興地域ということで、農業振興地域から除外しなければ農地転用することができないということを業者に対し説明しましたが、その後も問い合わせが続くので、平成２９年の１１月に申請者に、埋め立てた場所が果樹園になっていないことを指摘し、同時に広島県のガイドラインであるとか、熊野町の農地改良要領に基づいて３年は農地として利用する必要があること、耕作はできないとしても、改良後間もない段階で転用は認められないことを指導し、申請者もこれを了承しています。 結果的に申請者は、３年の間耕作することはなかったが、約束の３年を経過したということで申請の手続きをされたということです。 以上です。
議長	他に質問はないでしょうか。
議場	(質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第１号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」、ご異議はありますか。
議場	(全員：異議なし)

議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」は原案どおり承認することに決定しました。 次に、日程第 2、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題としますが、〇〇委員自己の案件となります。〇〇委員は、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定に基づき、議事に参与することができませんので、一時退室をお願いします。
議場	(〇〇委員退室)
議長	それでは、事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第 2 号の農地法第 3 条の許可申請について、ご説明いたします。 場所については、〇〇から〇〇に約 1 0 0 メートルに位置する畑の 1 筆となります。申請地は、譲受人の方が当該地で耕作をしており、管理する上で支障がないため、譲渡人の方から購入し、所有権移転をするものでございます。 農地法第 3 条の規定による許可申請については、以上です。 ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。本来であれば、〇〇地区は〇〇委員の担当となりますが、この度は、〇〇委員の自己案件となりますので、〇〇委員が調査をされております。それでは、〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	譲渡人の〇〇は〇〇に在住しており、高齢及び町外在住ということで、畑を利用しない等の理由から〇〇に譲りたいということです。現地確認をしたところ、境界もしっかりしているし、道路側に側溝があることから少々の雨が降っても心配ないと思います。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)

議長	異議なしと認めます。 よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 次に、日程第3 報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。
事務局	(日程第3 報告第1号 説明)
議長	ありがとうございました。 以上で本日の日程はすべて終了しました。